2025年8月21日

予備　令７－３１

移送に関する次のアからオまでの各記述のうち，正しいものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№31］）

ア．移送を受けた裁判所は，移送を受けた理由となった事由とは別の事由によっても，更に事件を他の裁判所に移送することはできない。

イ．当事者が特定の裁判所を専属的な管轄裁判所とする合意をした場合には，当事者の一方が他方を被告として他の裁判所に訴えを提起し，被告が管轄違いの抗弁を提出しないで本案について弁論をしたとしても，その裁判所は，当該訴えに係る訴訟を当事者が合意した裁判所に移送しなければならない。

ウ．簡易裁判所は，訴訟がその管轄に属する場合には，訴訟の全部又は一部をその所在地を管轄する地方裁判所に移送することはできない。

エ．原告が被告に対して不法行為に基づく損害賠償請求として１００万円の支払を求める訴えを簡易裁判所に提起した後に，請求を２００万円に拡張した場合には，その簡易裁判所は，当該訴えに係る訴訟を地方裁判所に移送しなければならない。

オ．控訴裁判所は，事件が管轄違いであることを理由として第一審判決を取り消すときは，判決で，事件を管轄裁判所に移送しなければならない。

１．ア　イ　２．ア　エ　３．イ　ウ　４．ウ　オ　５．エ　オ

正解５

肢ア　×

２２条２項

再移送が禁止。したがって，本件の場合でも，移送ができないのではないか。

不当，一切できないとすると，運営に支障が出る。移送を認める必要がある。

再移送は，いわゆる不当な移送。たらい回しを防止する趣旨。合理的な理由があれば移送できる。

肢イ　×

応訴管轄が，生じた場合は，合意管轄への移送は不要。

管轄の合意は有効である。しかし，それは，当事者の利益のため。応訴された以上，そこでできるという期待を保護するべき。合意の利益は，放棄されたと考えられる。

移送は不要。

肢ウ　×

１８条

必要に応じて，訴訟の全部，一部を地方裁判所に移送できる。

複雑な内容は，地方裁判所にやらせた方が，誤判の危険が少なる。

移送を認めるべき。

肢エ　○

訴額を広げたときは，移送がいる。最初の段階では，簡裁であった。

そこで，続けるべきとも。移送しないで，手続の係属を認めると，事物管轄の意味がなくなってしまう。適正に手続を行うべき。移送すなければならない。

肢オ　○

管轄違いで取消すときは，事件を管轄裁判所で移送しなければならない。

肢エのような状況だとイメージがしやすい。管轄のある裁判所で手続を行わせるべき。

予備　令７－３２

当事者適格に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№32］）

ア．給付を請求する権利を有すると主張して給付の訴えを提起する者は，真に当該権利を有しているか否かにかかわらず，当該訴えの原告適格を有する。

イ．遺産確認の訴えを提起した共同相続人は，提訴後に自己の相続分の全部を譲渡した場合であっても，当該訴えの当事者適格を失わない。

ウ．争いのある筆界を挟んで相隣接する土地の各所有者は，筆界確定の訴えの当事者適格を有する。

エ．民法上の組合において，組合規約に基づいて，自己の名で組合財産を管理し，対外的業務を執行する権限とともに組合財産に関する訴訟を追行する権限を与えられた業務執行組合員は，特段の事情のない限り，組合財産に関する訴訟の当事者適格を有する。

オ．遺言で遺言執行者が定められている場合に，特定の不動産の受遺者が原告となって，遺言の執行としての当該不動産の所有権移転登記手続を求める訴えを提起するときは，相続人が当該訴えの被告適格を有する。

１．ア　ウ　２．ア　エ　３．イ　エ　４．イ　オ　５．ウ　オ

正解　4

肢ア　○

給付の訴えについては，原告適格がある。債権がなければ，請求棄却となる。

訴権はあると判断する。

肢イ　×

確認の訴えの場合，当事者適格を失う。訴権がない方向になる。

無駄な訴訟が継続してしまう。紛争の解決効が弱い。要件を欠いたら，訴権を制限する方向性。

肢ウ　○

相隣接する土地の各所有者は，筆界確定の訴えの当事者適格がある。

利害関係があるので，熱心に当事者として訴訟する。争わせるべき。

当事者適格を認めるべきである。

肢エ　○

明文なき任意的訴訟担当。手続法定から考えると認めるべきではないのでは。

業務執行組合員がいれば，訴訟もできた方が利便性がある。組合員が選定しなおすのも迂遠。三百代言のおそれは，ない。熱心にやる。許容される。

肢オ　×

遺言執行者が被告適格。管理処分権がある。誰に当事者として争わせるべきかを考えればよい。

予備　令７－３３

送達に関する次の１から５までの各記述のうち，判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。（解答欄は，[№33]）

１．期日の呼出しは，呼出状の送達によらなければならず，その事件について出頭した者に対する期日の告知によってすることはできない。

２．被告が本案について準備書面を提出した後に，原告が訴えの取下げを書面でした場合には，裁判所は，その訴えの取下げの書面を被告に送達しなければならない。

３．事件の当事者が書類の送達を受けるべき場所を受訴裁判所に届け出た場合において，裁判所書記官がその事件について出頭した当該当事者に対して自らした送達は無効である。

４．送達を受けるべき者の住所が知れている場合には，その住所において送達をするのに支障があるときであっても，その者の就業場所においてした送達は無効である。

５．裁判所書記官が被告の就業場所が不明であると判断して書留郵便に付する送達により訴状を送達した場合において，被告の就業場所の存在が事後に判明したときは，当該書留郵便に付する送達は無効である。

正解　２

肢１　×

９３条１項

告知でもできる。

送達によらなければいけないとすると，訴訟経済上，迂遠。伝えることが目的。

相当な方法でもできるとすべき。

肢２　○

２６１条４項

書面での送達が必要。訴えの取下げがされると，準備書面が無駄になってしまう。

不利益が大きいので，書面で手続の安定を図るべき。

肢３　×

出頭した当事者に対してした送達は有効。１００条，１０１条

肢４　×

送達は有効。基本的に住所がわかっているのであれば，その住所で行うべきでは。

したがって，違反したら無効とも。不当，手続が遅くなってしまう。就業場所でも渡せるようにするべき。（１０３条２項）

内容は伝わらない以上，手続の進行を優先させるべき。

肢５　×

書留郵便も有効。後に判明したら，無効にすべきとは，手続煩雑。

書留送達の時点で，受け手にも原因がある。有効とすべき。

予備　令７－３４

訴えに関する次のアからオまでの各記述のうち，誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№34］）

ア．原告が訴状の送達に必要な費用を予納しない場合には，裁判長は，相当の期間を定め，その期間内に当該費用を予納することを命じなければならない。

イ．訴状に，請求の趣旨として原告が求める判決の主文の記載があり，請求の原因として請求を特定するのに必要な事実の記載がある場合においても，請求を理由付ける事実の記載が不足しているときは，裁判長は，当該訴状の補正を命じなければならない。

ウ．訴状が被告に送達された後であっても，裁判長は，当該訴状を却下することができる。

エ．訴状却下命令に対しては，即時抗告をすることができる。

オ．訴えが不適法でその不備を補正することができないときは，裁判所は，口頭弁論を経ないで，判決で，その訴えを却下することができる。

１．ア　イ　２．ア　エ　３．イ　ウ　４．ウ　オ　５．エ　オ

正解　３

肢ア　○

送達の予納を命じるべき。当事者，原告が手続を望んでいる以上，当然に負担させるべき。

民事訴訟費用等に関する法律に記載あり。

肢イ　×

規則違反については，補正の対象ではない。規則５３条

肢ウ　×

送達された場合，訴訟係属，裁判長で却下できない。訴え却下となる。

肢エ　○

却下命令に対しては，即時抗告できる。時効などで私権への影響が大きい。手続保障。

肢オ　○

１４０条

不備を補正できないのであれば，手続を図る意味がない。口頭弁論は，不要。